

介護老人保健施設八乙女荘重要事項説明書

(通所リハ・介護予防通所リハ用)

当施設は、介護保険の指定を受けています。
(秋田県指定 0550880058 号)

当施設は、ご利用者に対して通所リハビリテーションサービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

1. 施設経営法人（事業者）	1
2. ご利用施設の概要	2
3. 営業日及び営業時間	3
4. 通常の事業の実施区域	3
5. 職員の配置状況等	3
6. 提供するサービスの概要	4
7. 利用料及び支払方法	5
8. 協力医療機関と他機関の紹介	5
9. 施設ご利用の際に留意いただく事項	5・6
10. 非常時・災害時の対策	6
11. 事故発生時の対応について	6
12. 身体拘束の禁止	6
13. 苦情の受付	7

1. 施設経営法人（事業者）

- (1) 法 人 名 社会福祉法人 大仙ふくし会
- (2) 法人所在地 秋田県大仙市神宮寺字本郷道南78番地
- (3) 電 話 番 号 0187-87-1112
- (4) 代表者氏名 理事長 藤 原 正 吾
- (5) 設 立 年 月 平成20年 3月

2. ご利用施設の概要

- (1) 施設の名称 介護老人保健施設 八乙女荘
- (2) 施設の種類 介護老人保健施設
- (3) 施設の目的 看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、利用者の有する能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的しております。
- 通所リハビリテーションは、利用者の心身機能の維持回復を図るとともに、家族の精神的、身体的負担の軽減に努めます。
- (4) 施設の所在地 秋田県大仙市北長野字野口前23
- (5) 電話番号 0187-56-2888
- (6) 管理者氏名 五十嵐 潔
- (7) 施設の運営方針 利用者が明るく家庭的な雰囲気で行うことができるようサービスに万全を期し、地域、行政及び家庭との結びつきを重視した運営に努めます。
- 要介護者及び要支援者の家庭等で生活を継続させるために作成されたサービス計画に沿い、利用者や身元引受人の希望を十分取り入れた通所リハビリテーションサービス（食事、排泄、入浴等の介助、リハビリ、状態に照らした適切な医療、看護）を提供します。また同意を得た通所リハビリテーションサービス計画を、利用者もしくは身元引受人に交付します。
- (8) 第三者評価 当施設では行っておりません。
- (9) 開設年月日 平成 1年 4月 1日
- (10) 運営開始年月日 平成24年 4月 1日
- (11) 定員 入 所 90人
短期入所 （空きベッド対応）
通所リハ 9人

3. 営業日及び営業時間

(1) 営業日

毎週月曜日から金曜日までとします。(土日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)は休業日とします。)

(2) 営業時間

午前9時30分から午後4時まで

4. 通常の事業の実施区域

中仙地域、太田地域、角館地域

5. 職員の配置状況等

当施設では、ご利用者に対して介護老人保健施設通所リハビリサービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〔職員の配置状況〕 ※職員配置については、指定基準を遵守しています。 令和5年4月1日現在

職 種	職員数	職務の内容等
1. 管理者 医師 (兼務)	1 名	施設管理、日常の医学的対応、職員の指揮監督
2. 理学療法士・作業療法士 (兼務)	1 名 (1)	機能訓練、リハビリ計画策定
3. 介護員	2 名	介護業務
4. 技能員 (兼務)	1 名	運転業務施設の維持管理業務
計	6 名	

6. 提供するサービスの概要

サービスの種類	内 容
① 食事	・管理栄養士が作成する献立により、栄養バランスと利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。食事時間は次のとおりです。 昼食 午前 11 : 45 ～
② 排泄	・利用者の状況に応じて、適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
③ 入浴	・一般浴槽のほか、利用者の日常生活動作（ADL）に合わせてシャワー・キャリーの利用・リフト浴・家庭浴・特別浴槽を利用しての入浴も可能です。
④ 体位交換 離床・更衣 整容等	・利用者の日常生活動作（ADL）に合わせて褥瘡を作らぬよう適宜体位変換を行います。 ・寝たきり防止のため、できる限り離床に配慮します。 ・生活のリズム、利用者の日常生活動作（ADL）に合わせて個々人に応じた更衣に配慮します。 ・適切な整容が行われるよう援助します。
⑤ 機能訓練	・医師、看護師、理学・作業療法士等の従事者が共同して利用者の状況に適合した個別リハビリテーション計画を策定し、身体機能の低下を防止するよう努めます。
⑥ 健康管理	・看護師のバイタルチェックの報告により、必要であれば医師の診察を行います。医師の指示により入浴できない場合もあります。
⑦ 相談援助	・利用者及び身元引受人からの相談についても、誠意を持って応じ居宅介護支援事業者と連携し、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。当施設の相談窓口支援相談員までお越しください。

7. 利用料及び支払方法

ご利用料として、介護保険法により定められた利用者負担金と施設独自のサービス料がかかります。（別紙 通所リハ「八乙女荘利用料金表」をご覧ください。）

ご利用料金のお支払いは、原則として、指定金融機関の口座振替をご利用していただきます。毎月１０日までに前月分の請求明細書を発行し、口座振替日はその月の２５日となります。

請求明細書と領収書は、利用者または身元引受者が指定する送付先に送付します。

8. 協力医療機関と他機関の紹介

当施設では、下記の医療機関に協力をいただいていますので、利用者の状態が急変した場合には、対応していただくことができます。（ただし、下記協力医療機関での優先的な診療を保証するものではありません。）

また、当施設での対応が困難な状態、専門的な対応が必要になった場合には他の機関を紹介しますので、ご安心ください。

〔協力医療機関〕

名 称	JA 秋田厚生連 大曲厚生医療センター
所在地	秋田県大仙市大曲通町８－６５
電話番号	０１８７－６３－２１１１

名 称	医療法人明和会 大曲中通病院
所在地	秋田県大仙市大曲上栄町６－４
電話番号	０１８７－６３－２１３１

名 称	市立角館総合病院
所在地	秋田県仙北市角館町岩瀬３
電話番号	０１８７－５４－２１１１

9. 施設ご利用の際に留意いただく事項

〔居室・設備 器具の使用〕 施設内の居室や設備・器具は、本来の用途に従ってご利用ください。これに反したご利用により、破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。なお、備品（テレビ、電気ポット・電気毛布等）の持込はご遠慮ください。

〔所持品の管理〕 ご利用時に所持品の確認をさせていただきます。金銭・貴重品のお預かりは、原則としてお断りしております。

- 〔迷惑行為〕 喧嘩、暴行、中傷、口論など他人に対する迷惑行為はしないで下さい。
- 〔食品の管理〕 おやつの提供をしていますので、特別な事情がない限り食べ物の持ち込みはご遠慮願います。
- 〔喫煙〕 荘内禁煙となっております。
- 〔宗教・政治活動〕 施設内で他の人に対して、自身の信心している宗教活動や政治活動を強要しないでください。
- 〔ペットの飼育〕 禁止とさせていただきます。

10. 非常時・災害時の対策

- 〔非常時の対応〕 「介護老人保健施設 消防計画」により対応します。
- 〔非常通報の体制〕 自動通報設備により、消防署と全職員での連絡体制を確保しています。
- 〔避難訓練〕 夜間及び昼間を想定した避難訓練をご利用者・職員の参加で年2回実施しています。
- 〔防災設備の概要〕 非常通報設備、スプリンクラー、屋内消火栓8箇所、消火器27器 他

11. 事故発生時の対応について

- ① 事故発生の際は、速やかに身元引受者及び保険者等（市町村）に連絡し必要な措置を講じるとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録します。
- ② 利用者の事故等に備え、介護保険・社会福祉事業者総合保険に加入しております。
- ③ サービスの提供にあたり賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。
- ④ 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

12. 身体拘束の禁止

当施設においては、原則として身体拘束及びその行動制限を禁止します。

ただし、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3要件の全てを満たした場合のみ、本人・家族に説明し同意を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、管理者（医師）をはじめ身体拘束適正化委員会を中心に充分な観察を行うとともに、その行う処遇の質の評価及び経過記録を行い、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

13. 苦情等の受付

(1) 当施設における苦情やご相談は、以下の窓口で受け付けいたします。

○当施設苦情受付窓口（担当者）

職氏名 支援相談員 ○○ ○○

○受付時間

毎週月曜日から金曜日（ただし、祝日等は除く）

8：30 ～ 17：15

○他に「ご意見・ご要望箱」も設置しておりますのでご利用ください。

(2) 社会福祉法人大仙ふくし会では、利用者や家族からの苦情等があった場合、利用者個人の権利を擁護し、早急な防止対策や適切な解決をはかるため、理事長が第三者委員を任命しております。（別紙参照）

第三者委員は利用者から苦情の直接受付もしております。社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮し、適切に対応をいたします。

記

- ・ 苦情申出人への助言
- ・ 苦情解決責任者への助言
- ・ 苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立ちあい、助言
- ・ 苦情解決責任者からの苦情に係る事案の改善状況等の報告聴取

(3) 当施設以外でも苦情を受け付けております。

○大曲仙北広域市町村圏組合 介護保険事務所

電話 0187-86-3910

○大仙市役所（地域包括支援センター）電話 0187-63-1111

○秋田県国民健康保険団体連合会 電話 018-883-1550

○秋田県社会福祉協議会（福祉サービス相談支援センター）

電話 018-864-2726

同	意	書
---	---	---

令和 年 月 日

介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人保健施設 八乙女荘

説明者職名 支援相談員 氏 名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人保健施設通所リハビリサービスの提供開始に同意し、受領いたしました。

〒

利用者住所

氏 名 _____ 印

〒

身元引受人住所（家族代表）

氏 名 _____ 印

（続 柄 _____ ）